

1. 突起物規制

・道路運送車両法第十八条の二

車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(2007.06.29) 別添20(外装の技術基準) 3. 一般規定

3.2.

自動車の外部表面には、外向きに鋭く突起した部分があってはならない。自動車の外部には、衝突時又は接触時に歩行者等に傷害を与えるおそれのある形状、寸法、方向又は硬さを有するいかなる突起を有してはならない。

3.3.

自動車の外部表面には、外側に向けられ、歩行者若しくは自転車又は二輪自動車等の乗車人員に接触するおそれのあるいかなる部品もあってはならない。

3.4.

外部表面には、曲率半径が2.5mm未満である突起を有してはならない。ただし、突出量が5mm未満である突起にあっては突起の外向きの端部に丸みが付けられているものであればよいものとし、突出量が1.5mm未満にあってはこの限りでない。

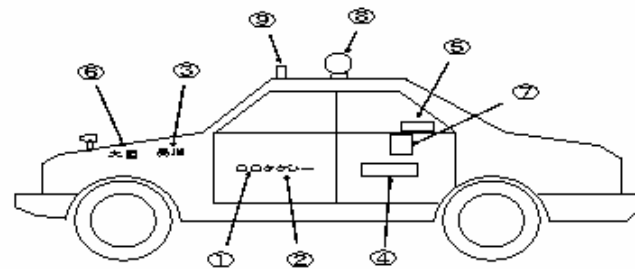
2. 表示規制(例)

表示については、道路運送法等で規定されているが、細目については、運輸支局ごとに異なる。

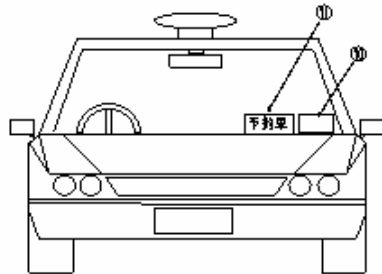
<東京都の例>

別表(2) [法人タクシーの表示方法]

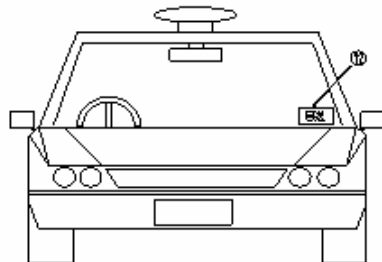
横



前の1



前の2



- ① 事業者の氏名又は名称
- ② 「タクシー」又は「TAXI」
- ③ 所属営業所の所在地名の略称
- ④ 車両整理番号
- ⑤ 「初乗」の文字、初乗距離及び初乗運賃額
- ⑥ 「大型」又は「特定大型」
- ⑦ 禁煙マーク(ロゴマーク)
- ⑧ 表示灯
- ⑨ 大型車表示灯、特定大型車表示灯又は禁煙車表示灯
- ⑩ 「空車」、「割増」、「無線予約」、「迎車」、「予約車」、「貸切車」、「観光車」、「回送」、「救援」
- ⑪ 「予約車」板
- ⑫ 「迎車」板、「回送」板、「配車回送」板、「貸切車」板、「観光車」板、「救援」板、「定額」板

出典:平成20年6月13日付け東運輸第1244号